近畿財務局	主計第一課　主計第二課　理財第一課　理財第二課　金融総括課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　証券監督第一課　証券監督第二課　融資課
東海財務局	［略］
東北財務局 中国財務局 九州財務局	［略］
北海道財務局 北陸財務局 福岡財務支局	［略］
四国財務局	［略］

２　［略］

３　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	金融調整官
北海道財務局	［略］
東北財務局	［略］
関東財務局	一人
北陸財務局	［略］
東海財務局	［略］
近畿財務局	一人
中国財務局	［略］
四国財務局	［略］
九州財務局	［略］
福岡財務支局	［略］
合計	七人

（金融総括課の所掌事務）

第二百十八条の二　関東財務局の金融総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融総括課、検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、金融調整官、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務に関する事務の運営の統一及び調整に関すること。

二　金融事情の調査に関すること。

［条を加える。］

近畿財務局	主計第一課　主計第二課　理財第一課　理財第二課　検査総括課　審査業務課　金融監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　金融監督第四課　証券監督第一課　証券監督第二課　融資課
東海財務局	［同上］
東北財務局 中国財務局 九州財務局	［同上］
北海道財務局 北陸財務局 福岡財務支局	［同上］
四国財務局	［同上］

２　［同上］

３　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	金融調整官
北海道財務局	［同上］
東北財務局	［同上］
関東財務局	二人
北陸財務局	［同上］
東海財務局	［同上］
近畿財務局	二人
中国財務局	［同上］
四国財務局	［同上］
九州財務局	［同上］
福岡財務支局	［同上］
合計	九人